



発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による一団地の区域……………一
- ……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………(同)……………一
- 兼用工作物の管理に関する協議成立……………(建設局河川部指導調整課)……………四
- ……………(建設局河川部指導調整課)……………四
- 告示(公)
- 警備員等の検定の実施……………五
- ……………(建設局河川部指導調整課)……………五
- 平成二十二年東京漁調指示第一号(東京都八丈島海域に設置した浮魚礁における漁業の制限)の一部改正……………九
- ……………(建設局河川部指導調整課)……………九
- 本人確認情報の利用及び提供の状況の公表……………六
- ……………(総務局行政部振興企画課)……………六
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………九
- ……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………九
- 争議行為の予告……………二
- ……………(産業労働局雇用就業部労働環境課)……………二

告示

- 肥料検査成績の公表……………二
- ……………(産業労働局農林水産部家畜保健衛生所)……………二
- ……………(産業労働局農林水産部家畜保健衛生所)……………二
- 都立海上公園有料施設の休場日……………三
- ……………(港湾局臨海開発部海上公園課)……………三

東京都告示第千四百二十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十二年十一月十九日

東京都知事 石原 慎太郎

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

江東区大島八丁目百四十六番及び同 平成二十二年十一月二十九日

番二

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課

東京都告示第千四百二十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十二年東京都告示第千三百十六号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十二年十一月十九日

東京都知事 石原 慎太郎

一 指定を解除する区域 世田谷区経堂三丁目四百八十五

番二十の二

- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

東京都告示第千四百二十六号

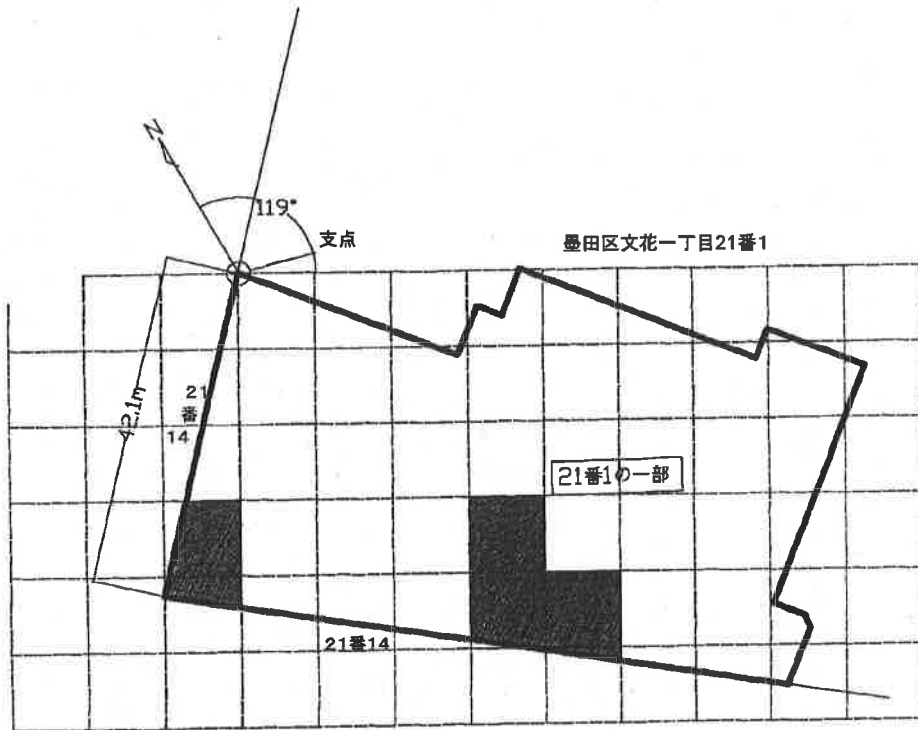
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十二年十一月十九日

東京都知事 石原 慎太郎

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(墨田区文花一丁目二十一番一の一部)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



別図

【支点】
 支点は、墨田区文花一丁目21番1の一部の土地の最北端(同番1と同番14との境界の最西端の点から北東に同境界線に沿って42.1m進んだ地点)とする。

【格子の回転角度:119度】
 支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

- 【凡例】
- 形質変更時要届出区域
 - 単位区画境界線
 - 境界

●東京都告示第千四百二十七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十二年十一月十九日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区羽田空港三丁目一番の一部)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 別表一のとおり
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 別表二のとおり



発行 東京都

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…
- 水防法による洪水浸水想定区域の指定……………（建設局河川部指導調整課）…

告示

●東京都告示第五十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十二年東京都告示第四百二十六号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年五月二十三日

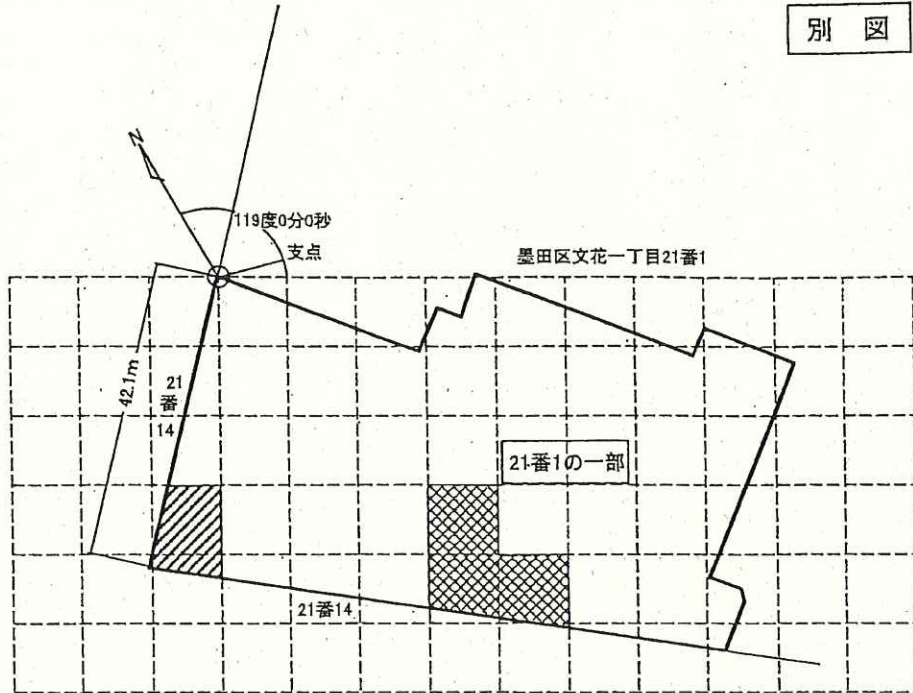
東京都知事 小池百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（墨田区文花一丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特

定有害物質の種類 鉛及びその化合物
三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【凡例】

- 指定を解除する区域
- 形質変更時要届出区域
(平成22年東京都告示第1426号により指定された区域)
- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界

【支点】
 支点は、墨田区文花一丁目21番1の一部の土地の最北端（同番1と同番14との境界の最西端の点から北東に同境界線に沿って42.1m進んだ地点）とする。

【格子の回転角度：119度0分0秒】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七号
 電話 〇三(三三)八二(二五)二〇(一代)
 郵便番号
 113-0001



リサイクル適性(A)
 この印刷物は、印刷用の紙へ
 リサイクルできます。

●東京都告示第五十五号
 水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、一級河川石神井川の洪水浸水想定区域を指定し、当該洪水浸水想定区域が浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条及び第三条第一項の規定により告示する。

なお、当該洪水浸水想定区域、当該水深及び当該継続時間を表示した図面は、東京都建設局河川部防災課、第四建設事務所、第六建設事務所、北多摩南部建設事務所、北多摩北部建設事務所、北区土木部道路公園課、荒川区区民生活部防災課、板橋区危機管理室防災危機管理課、練馬区危機管理室危機管理課、小金井市総務部地域安全課、小平市総務部防災危機管理課及び西東京市危機管理室防災防犯担当に備え置いて縦覧に供する。

令和元年五月二十三日
 東京都知事 小池 百合子